

掛川市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年3月28日

掛川市監査委員 谷 雅 雄

掛川市監査委員 竹 嶋 善 彦

掛川市監査委員 様

掛川市長  
(地域支援課扱い)

## 財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成24年11月28日付け掛監第66号で依頼のあった当市の財政援助団体であるジーネット株式会社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

## 記

指摘事項等	措置状況	改善・検討 等の年月日
(1) 事業開始当初に比べ輸送人員が減少していることから、なお一層の経費節減と効率的な運行により経常欠損額の減少を図るよう、所管課の指揮監督が強く求められる。	(1) 経費削減と効率的な運行を行うため、収支率15%を下回る路線は廃止を基本に検討する。収支率25%を下回る路線は便数の削減を検討する。この基本方針を交付団体に徹底する。	平成24年 12月13日
(2) 補助金算定に係る経費を厳正に審査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価等を交付要綱実施要領を規定するなど、客観的算出根拠の整備が必要であること。	(2) 補助金算定に係る経費を厳正に審査し、国等の基準に準ずる他、県内市町の状況を調査し、交付要綱実施要領を規定するなど客観的算出根拠の整備を行っていく。	平成25年 1月30日

掛川市監査委員 様

掛川市長  
(地域支援課扱い)

## 財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成24年11月28日付け掛監第66号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川バスサービス株式会社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

## 記

指摘事項等	措置状況	改善・検討 等の年月日
<p>(1) 新規購入の営業用車両の減価償却費を5年間で均等に計上することは、掛川バスサービス株式会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却費と一致していない。毎年の固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するように指導すること。</p> <p>また、「収支実績内訳書」の勘定科目と総勘定元帳との間に大きな差異があったため、「営業報告書」又は「財務諸表」等の書類を新たに添付書類として追加する必要がある。</p>	<p>(1) 車両の減価償却も国庫補助対象経費にメニューがあるため、補助対象とすることは問題ないが、一括購入した車両購入費を5年間分割で減価償却費として補助することは、市の補助要綱に適合していない。</p> <p>今後、車両購入については、購入翌年度に減価償却費として申請させ、会社に備え付けの固定資産台帳の減価償却額と一致するように積算根拠を明確にさせ、補助金算定の基礎となる経常経費の中で適正に処理するように指導を行う。</p> <p>また、「収支実績内訳書」の詳細を確認するため、「営業報告書」又は「財務諸表」等の書類を新たに添付書類として追加する。</p>	平成25年 1月30日

<p>(2) 補助金交付要綱上、補助額は「前年度における自主運行バス事業の経常欠損額に相当する額」とされ、掛川バスサービス株式会社により算出された額に基づいて補助申請されているのが現状であり、所管課のチェック体制強化と客観的な算出規定の整備が必要であること。</p>	<p>(2) 申請時に算定根拠の確認、前年度との比較を行い、交付団体とのヒアリングを収支実績内訳書チェックリストをもとに申請額算定の帳簿等を確認、振り分け基準との整合をチェックし、入力時の伝票を確認し再発防止に努める。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(3) 一般管理費の人件費（その他）の経費計上において、加算が見受けられた。役員の退職慰労金の繰延処理であるが、補助金交付要綱にある補助対象額の規定に合致するものでないこと。</p>	<p>(3) 退職慰労金は事前にその必要性について協議を行い、分割交付ではなく、一括交付し補助金交付要綱にある補助対象額の規定に合致するものとする。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(4) 固定資産減価償却費の車両分の経費計上において、加算が見受けられた。購入車両の減価償却費の前払いであり、支出根拠となる補助金交付規則及び補助要綱に合致するものではないこと。</p>	<p>(4) 車両購入費及び車両の減価償却が、支出根拠となる補助金交付規則及び補助要綱に合致するよう掛川市の補助金交付要綱を改正し、車両減価償却は補助対象経費として補助金交付要綱に明記する方向でバス会社と調整中です。</p>	<p>平成25年 2月27日 調整中</p>
<p>(5) 一般管理費、その他の経費の交際費及び諸負担金の中に香典、協賛金、寄付金等、補助金の趣旨に合致しない不適切と思われる経費の支出がみられること。</p>	<p>(5) その他経費の交際費は国庫補助対象経費として補助対象に区分されているが、詳細な交際費の対象が示されていない。県も詳細な補助対象を示していない。 市としては、会社の運営上必要と認められるものは、対象としていく。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(6) 補助金算定に係る経費を厳正に審査し、国等の基準に準ずる他、補助対象経費、算出単価等を交付要綱実施要領を規定するなど、客観的算出根拠の整備が必要であること。</p>	<p>(6) 補助金算定に係る経費を厳正に審査し、国等の基準に準ずる他、県内市町の状況を状況を調査し、交付要綱実施要領を規定するなど客観的算出根拠の整備を行っていく。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>

掛 川 市 監 査 委 員 様

掛 川 市 長  
(商工観光課 扱い)

## 財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について（通知）

平成24年11月28日付け掛監第66号で依頼のあった当市の財政援助団体である掛川観光協会に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

## 記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
(1) 補助金として交付された14,316,000円が、それぞれ掛川・大東・大須賀の各支部へ交付金として支出されており、その補助対象に限定された事業に支出されているのか客観的に区別できないこと。	(1) 平成23年度交付金は定額補助として、3支部合計14,316,000円でありましたが、平成24年度から「掛川市補助金見直し基準（平成23年3月）」に照らし合わせた、補助対象事業に対し補助金を交付しました。	平成25年 1月30日
(2) 補助金をさらに交付金として支出している根拠及び各支部への配分基準が明確でないこと。	(2) 掛川観光協会（統合）を含む3支部（掛川支部・大東支部・大須賀支部）の補助対象事業に対し、「掛川市補助金見直し基準（平成23年3月）」に照らした補助金の交付を行っています。	平成25年 1月30日
(3) 予算及び決算書の中に委託事業、単独事業等、協会で開催している全ての事業が含まれているため、明確でないこと。	(3) 予算書及び決算書における委託事業・単独事業、協会実施事業等、明確な記載を検討します。	平成25年 1月30日

<p>(4) 各支部の会計書類の記載方法、科目等が統一されていないこと。</p>	<p>(4) 平成25年度から各支部の会計書類の記載方法や科目等の様式統一を検討します。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(5) 出納簿は適正に作成されていたが、一部に領収書等支出裏付けとなる書類の不足が見受けられたこと。</p>	<p>(5) 歳入及び歳出の出納処理にあたっては、根拠書類の添付等適正な処理を行います。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(6) 掛川観光協会及び各支部における一部経理事務等を、市の職員が行っていること。</p>	<p>(6) 経理事務等の事務分担を明確にする方策検討を行います。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(7) 一定金額以上の飲食に関しては、市費同様に飲食者名及び本人負担の有無を明確にしたいこと。</p>	<p>(7) 市が規定する食糧費基準に照らし、適正な運用に努めます。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>
<p>(8) 大東支部の決算資料の中で、交付金の収入決算額に誤りがあったこと。</p>	<p>(8) 資料作成には十分な精査を行います。</p>	<p>平成25年 1月30日</p>